

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時50分)

受付番号第9号、武尾哲治君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 武 尾 2番 武尾です。議長のお許しを得て、通告に従い質問いたします。受付番号第9号、質問議員、第2番 武尾哲治。件名、松田町消防団員の確保と待遇等について。

要旨。(1) 松田町民の生命と財産を守る消防団員の定数確保、なり手不足解消について質問いたします。非常勤特別職の地方公務員として地域の防災行政に携わる団員の負担軽減を考え、自治会役員の免除(組長免除等)などの待遇改善をしていくことはいかがかを問います。

(2) 現在の団員の構成状況を見ると、役場職員の構成比率も高く、大規模災害時に行政での災害対応に優先することになり、実際の現場での対応ができる団員が少なくなる。この状況を補うためにも、行政職員以外の団員確保策を問います。

(3) 団員確保策として、行政職員を確保する場合、どの役職まで携わることが可能かを問います。よろしく願います。

町 長 それでは、武尾議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目の自治会役員などの免除についてお答えをいたします。消防団員は、日頃本業を持ちながら、日夜火災や災害などから町民の生命と財産を守るため、365日、24時間にわたり気を抜けない組織であることから、自治会役員などを免除してほしいという切実な要望だというふうに思っております。基本的には、消防団員は火災や災害等の発生時には、消防団長の指揮のもと、各種対応に集中し、自治会内の自主防災活動ができないことから、自治会との相互理解のもと、消防団員の自治会役員などの免除が普及することにより、消防団員を確保することにつながるかないかというふうに想像しています。

一方、免除したことにより、消防団員を確保することができたことで、地域の消防力は向上いたしますが、自治会の活動が制限される可能性もございます。今後、町消防団よりあくまで自治体の判断により可能な範囲で消防団員に対する役員や組長の就任について配慮をお願いしていただく要望を行っていくとい

うふうに伺っております。町の立場といたしましては、自治会へお伝えすることは可能でございますが、強制力がないので、両団体の御意見とバランスがとれるよう調整を行ってまいります。

2点目の行政職員以外の団員確保についてお答えいたします。現在、町消防団員は126名、そのうち23名、現状約20%が松田町役場の職員となっております。団員の募集は、入団対象の減少者の減少や、仕事や家庭との両立の難しさなどから、厳しい状況が続いております。これまで消防団員は自らの地域は自らで守るという気概や、古くからの人間関係、郷土愛などに起因した入団の経緯が多いことから、消防団員自らによる募集をお願いしてきたところがございますが、従来 of 募集では限界があることから、様々な処遇の改善や、新たな募集方法を行っております。それでも町行政職員以外 of 入団が少ない状況があるのが今現状でございます。今後も従来どおりの募集を継続しつつ、消防団員の活動を知り、身近に感じてもらえるよう、出初式の様子や各種訓練などをホームページやSNSで発信するとともに、最新の消防活動服の導入や消防団員自動車出動保険の導入など、団員増加に向け魅力向上を図り、団員確保に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の行政職員を確保する場合、どの役職まで携わることが可能かについてお答えをいたします。職員をどの役職までという規定はございませんが、課長級職は災害などが発生した場合、町の災害対策本部等が設置されると、対策本部内の各セクションの責任者となり、災害対応業務を優先する役割を担う立場になることから、自主的に退団をされているのが現状でございます。消防団の階級は、職員としての業務内容や個人としての家族の状況を踏まえ、本人の同意があれば分団長まで可能だと考えられますが、災害時の発生時には分団を指揮する分団長が不在になる可能性もあることから、役職については慎重に決めることが肝要かというふうに存じております。以上でございます。

2 番 武 尾 それでは、いま一度質問させていただきます。現在の消防団員の年齢構成などの体制についてお聞きしたいと思います。

安全防災担当室長 質問に答えさせていただきます。松田町消防団は、本団、そして7個分団、機能別消防団員で組織されています。定員は164名、現団員は126名、充足率は約77%になっております。年齢構成は、最年少が19歳、最年長が66歳という幅で編成しております。以上です。

2 番 武 尾 今の中で、平均年齢を教えてくださいませんか。

安全防災担当室長 平均年齢は現在44歳です。以上です。

2 番 武 尾 まさに44歳というのはですね、仕事と子育てと、本当に忙しい時期であり、待遇の改善をできればというふうに考える次第です。

2つ目の質問としまして、現在の消防団員への処遇の改善等の事例がございましたら、お聞きしたいと思います。

安全防災担当室長 質問に答えさせていただきます。令和4年度以降実施した策として、条例の改正による出動危険手当の増額による処遇改善を行いました。また、6分団詰所の整備によります活動環境の改善を行いました。また、装備車両の更新による即応性の改善を行いました。また、ホームページのほうに消防団員の募集の掲載というのを実施しました。以上です。

2 番 武 尾 今の中で、車両の何と申しましたっけ。（「車両の更新。」の声あり）車両の更新について、もう少し詳しく教えてくださいませんか。お願いします。

安全防災担当室長 車両の更新につきましては、搬送式の小型ポンプ車、小型ポンプを積載した車両を従来の消防ポンプ車から更新しました。耐用年数で交換したものなんですけれども、車両の民間車両ベースを民間ベースのキャラバンにして、機動性、そして普通免許を乗れるようにというところで導入したところであります。以上です。

2 番 武 尾 車両とか、あとは詰所とか、そういった待遇改善をいろいろしていただいていることを、分かりました。ありがとうございます。

3つ目の質問としましては、近隣他町でですね、消防団員への待遇改善等の事例がありましたら、お聞きしたいと思います。

安全防災担当室長 あくまで私の確認した範囲なんですけれども、近隣の周辺の市町のところで、

市や町のほうが強制的に自治会役員等を免除しているところはありませんでした。ただ、一部の自治会のほうで、自らの判断をして免除というのをしているお話は聞いております。以上です。

2 番 武 尾 その一部の自治会についてなんですが、もう少し、もし詳しく、どういう自治会、どういう規模の自治会でとか、そういうお話がもしありましたら、ちょっと教えてください。

安全防災担当室長 細部にこちらのほうも確認しているわけではないんですが、やっぱり自治会におきましても小さなものから大きなものまで大変幅がありまして、一部の自治会においては消防団等の業務を考慮して、その免除、状況によって、話合いによって免除をしているというところを、一部にあるというところは聞いております。以上です。

2 番 武 尾 どうもありがとうございました。消防団、また自治会の役員、役場の職員の皆さんは松田町の防災の要であると思っております。どうか今後ですね、柔軟な連携によって町民の生命・財産を守り、安全・安心なまちづくりをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で第9号、武尾哲治君の一般質問を終わりにします。